

第五十四号議案

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年六月七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

江戸川区自転車駐車場条例（平成十一年十二月江戸川区条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書中「同表に規定する使用料を五割減じた額（十円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当日使用で二時間以内の使用（自転車を駐車した後、二時間以内に出庫することをいう。）をする場合 無料

二 前号に規定する以外の場合 別表第二に規定する使用料を五割減じた額（十円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年八月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の規定は、施行日以後に使用する者から適用し、施行日前に使用する者及び施行日前に既に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

江戸川区篠崎駅東駐輪場における自転車の使用料について、当日使用で二時間以内の使用に限り無料とするため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。